

玉野市特定事業主行動計画の実施状況及び玉野市
における女性の活躍状況の公表(令和8年7月)

玉野市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき「玉野市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。

今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づく行動計画の実施状況及び女性活躍推進法第21条の規定による女性の活躍状況を公表します。

1 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合(令和8年4月1日時点)

区分	行動計画における目標(令和11年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理的地位にある職員	30.0%	18.8%	14.5%	12.5%

【説明欄】

○特定事業主行動計画を課長補佐級以上としているのに対し、本項目は課長級以上を管理的地位にある職員としている。また、行動計画における目標も課長補佐級以上を対象として算出しており、本項目(課長級以上)とは算出方法が異なる。

○本庁とは、市長部局、教育委員会事務局、議会事務局、各種行政委員会事務局等を指す。

2 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(令和8年4月1日時点)

区分	行動計画における目標(令和11年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本庁部長級	30.00%	0.0%	7.1%	7.1%
本庁課長級		26.5%	17.1%	14.3%
本庁課長補佐級		21.5%	23.6%	26.9%
本庁係長級	—	32.5%	30.9%	30.2%

【説明欄】

○本庁部長級や本庁課長級は、対象となる職員数が比較的少ないため、割合が変動しやすい状況にある。

○課長補佐級の割合は上昇傾向にあり、管理職候補の職員層は着実に育成されている。

3 採用した職員に占める女性職員の割合(令和8年4月1日時点)

区分	行動計画における目標(令和11年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
常勤職員	—	57.9%	41.7%	54.2%

【説明欄】

○採用した職員に占める女性職員の割合は、正規職員を対象に算出している。

○本市では、性別に関わりなく、本市が求める人材像に合致する受験者を採用しているため、女性も十分に採用できていることが確認できる。

4 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

男女別の育児休業取得率

① 常勤職員

区分	行動計画における 目標(令和11年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	90%以上	85.0%	75.0%	81.3%
女性	—	100.0%	100.0%	100.0%

② 会計年度任用職員

区分	行動計画における 目標(令和11年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	—	0.0%	0.0%	0.0%
女性	—	100.0%	100.0%	100.0%

【説明欄】

○女性職員の取得率は引き続き100%であり、男性職員の取得率も8割を超える高い水準にある。
○男性の会計年度任用職員については、対象年度に子が生まれた（配偶者が出産した）という申出が1件もなかったため、育児休業の対象となる職員自体が0であった可能性が高いと考えられる。

5 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0人	0人	0人	0人
1週間以上2週間未満	0人	0人	0人	0人
2週間以上1月以下	0人	0人	0人	0人
1月超3月以下	9人	0人	0人	0人
3月超6月以下	3人	0人	0人	1人
6月超9月以下	0人	0人	0人	1人
9月超12月以下	1人	3人	0人	0人
12月超24月以下	0人	3人	0人	0人
24月超	0人	1人	0人	0人

【説明欄】

○女性職員は9月を超える長期の取得が中心となっている。
○男性職員は6月以下、特に1月超3月以下の比較的短期の取得が多い傾向にある。

6 男性職員(常勤)の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の状況(令和7年度)

区分	行動計画における 目標(令和11年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配偶者出産休暇取得率	—	80.0%	75.0%	81.3%
育児参加のための休暇の取得率	—	70.0%	58.3%	81.3%
合わせて5日以上休暇を取得した職員の割合	—	60.0%	58.3%	68.8%

【説明欄】

○配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率はいずれも81.3%と前年度から上昇している。
○配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合も68.8%に上昇しており、男性職員の育児参加が進んでいることが確認できる。

7 職員の勤務時間の状況(令和7年度)

職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分		行動計画における 目標(令和11年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理職以外	本庁	年間時間外勤務時間3割削減	10.7h	11.0h	10.4h
	本庁以外	年間時間外勤務時間3割削減	8.9h	9.9h	8.7h

【説明欄】

○時間外勤務時間は、管理職以外の職員について、本庁と本庁以外に区分し、職員一人当たりの一月当たりの平均時間を算出している。
○令和7年度は好転したが、業務配分の見直し等により、引き続き目標達成に取り組む必要がある。

【参考:情報公表項目に関する留意点】

○本資料の各項目は、原則として、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、内閣府・総務省等が示す算出及び公表の方法に沿って算定している。
○各割合のうち、対象となる職員数が少ない項目については、退職・昇任・異動・採用等により、年度ごとに数値が変動しやすい状況にある。
○「－(ハイフン)」は、行動計画上の数値目標を設定していない項目を示す。